

# 地域福祉センターに関する検討委員会最終報告書 概要

## 1. はじめに

- ・地域福祉センターに関する検討委員会（以下「当委員会」という。）は、40年にわたる地域福祉センターの配置・維持並びに管理と地域活動が展開されてきたシステムに「制度疲労」ともいうべき不具合が生じ、この度その刷新を依頼された。
- ・当委員会においては、地域福祉センター及びふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の設立経緯をたどったうえで、地域福祉センターの現状をデータと聞き取りなどから把握し、地域社会の抱えている生活課題の多様化と地域活動者の多様化にも注目して検討。
- ・この最終報告においては、課題に対する提案を、短期と中長期、そして、施設管理と地域活動などに区分けして行う。

## 2. 検討の経過

- ・当委員会は、2022年（令和4年）5月27日以降、5度の委員会を開催したほか、協議会や市内のNPO法人、市・区社会福祉協議会等へのヒアリングや、神戸市が2021年（令和3年）度を実施した「地域福祉センターの管理運営及び協議会の状況調査結果」等を踏まえ、現状を把握。
- ・2022年（令和4年）11月18日には、その時点までの検討状況を中間報告書として公表し、神戸市が実施した意見交換会等を通じて協議会関係者から多くの意見をいただいた。

## 3. 持続可能な地域福祉センターへ向けた提案

- ・神戸の地域社会においては、孤独・孤立の増加、つながりの希薄化等、地域住民が集まれる場の必要性が高まっている。協議会からの意見にも、今後「多世代交流」「世代間交流」のための施設を目指していきたいという意見や、幅広い層に利用される施設であるべきとする意見が多い。
- ・当委員会では、協議会を含め、地域活動に取り組む多様な団体や地域住民が地域福祉センターを気軽に活動拠点として利用することでつながりを生みだし、神戸の地域社会・地域コミュニティの活性化に寄与する活動の場、多世代交流の場となってほしいと期待。地域福祉センターの将来像を「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」と掲げたい。
- ・一方、協議会側からは賛成の意見とともに①担い手不足、②資金不足、③施設管理への不安（又は他団体による管理を希望）、④立地や設備の課題、についての懸念が示されており、対応策を講じる必要がある。
- ・これまでの議論と協議会からの意見を踏まえ、協議会関係者の負担軽減を図りながら、地域福祉センターが将来に向けても地域の集いの場として活用されるよう、以下の5点を提案する。

### 提案1. 施設管理に共通の運営基準を設ける

- ・地域福祉センターは、地域の事情に応じた工夫により、独自性・個別性の高い管理運営。一方、公の施設として、今後ますます多様な団体や地域住民の利用に供することが期待される。
- ・施設管理に関して最低限の共通の運営基準を設け、その上で、地域に応じた柔軟な管理が行われることが、利用者・管理者双方にとって望ましい。

#### (1) 開館日・開館時間

- ・今後、多世代の住民、とりわけ若年層も利用しやすい施設とするためには、土曜、日曜、祝日、夜間時間帯にも利用ができることが望ましい。
- ・地域により人口構成、施設の周辺環境等は異なるため、開館日・開館時間のモデルとなる複数のパターンを神戸市が設定し、協議会がその中から選択するという方法も一案。一方、協議会側の負担増につながらない方策の検討も不可欠である。

#### (2) 利用料金制の導入と標準的料金モデルの設定

- ・地域福祉センターの利用者が支払う運営協力金の性質は、協議会に対する寄附金であり、各協議会が独自に金額を設定。しかし、公の施設であるという観点からは、利用料金や減免基準を制度上明確化することが、管理者・利用者双方にとって望ましく、指定管理者制度における「利用料金制」を採用されたい。

#### (3) 施設利用にかかる適切な判断基準の設定

- ・地域福祉センターは公の施設であり、本来は協議会の構成団体以外の多様な団体・地域住民も利用できる施設。現在、利用希望者にとって利用の可否が予測しにくいという課題があり、協議会からも利用を認めてよいかどうか判断に迷う場面があるという悩み。
- ・利用の促進と協議会の負担軽減に資するよう、神戸市において適切な判断基準を設定し、利用希望者のために公開されるよう検討されたい。

#### (4) 金銭の授受を伴う利用の可否に関する基準の設定

- ・営利目的利用の判断基準が不明確であることが、現場の混乱や利用を制限していることが判明。本来「営利活動」とは、利益の分配を目的とする行為を指し、金銭の授受のみをもって営利目的利用と判断することは適切ではない。
- ・今後、利用者及び管理者側が利用の可否について判断に迷うことのないよう、利用目的、事業内容、参加者から徴収する金額等を踏まえ、利用を認める活動と、そうでない活動を適切に区分する基準を設けることが求められる。

#### (5) オンラインによる予約管理や料金決済システムの導入

- ・現在、約9割の地域福祉センターは電話予約、一部は来館での予約受付方法のみ。デジタル弱者への配慮を前提に、オンラインによる予約管理や料金決済システムの導入を検討すべき。

**提案2. 管理と活動が一体であることを前提とした支援を行いながらも、地域の意向に応じた将来の選択肢を設ける**

- ・協議会は従前「地域福祉センターの管理」と「地域福祉活動」の両方に取り組んできた。当委員会としても、引き続き多くの地域福祉センターにおいて協議会が管理を担いながら活動に取り組まれることを期待。一方、管理と活動の両方を継続することに大きな負担を感じる協議会があると判明。将来の協議会の活動として4つのパターンを想定し、対応策や支援策を提案する。

### (1) 地域福祉センターの管理と活動の両方を行う場合

- ・より多くの協議会が新たな将来像に向けて施設管理と活動に取り組めるよう、協議会から寄せられた懸念事項を踏まえ、下記の項目を中心として地域の負担軽減策を講じるべき。

#### ① ボランティア人材の確保

- ・広報の工夫、口コミや紹介による人材確保に加え、区や協議会単位での人材公募も有効。神戸市が令和5年度に構築予定である地域団体とボランティア希望者をつなぐオンラインシステムが、有効に機能することを期待。

#### ② 活動手当・指定管理料の見直しと財源の確保

- ・現状並みの施設数を維持する以上、指定管理料の大幅な増額は困難であると想定されるが、神戸市には、管理負担に見合った指定管理料のあり方や財源確保等について不断の検討を期待。
- ・一方、協議会としても、地域福祉センターの活用促進による料金収入の確保等、財源の確保に努めることが望まれる。

#### ③ 施設管理にかかる負担軽減

- ・館内清掃への一部有償による業務委託の導入や利用者への協力要請、鍵の開閉や管理当番の設置については無人管理を前提とする電子錠の設置など、業務を分解した対応が有効。
- ・懸念されるリスクの回避策としては、施設使用者の原状回復義務と損害賠償責任の条明記、神戸市と指定管理者間のリスク分担の見直し、施設・備品に対する保険加入など。
- ・特に他施設と併設された地域福祉センターは、併設施設（児童館等）との一体管理・運営や、地域福祉センターをよく利用する団体（NPO等）や利用者との共同管理・活動も一つの選択肢。

#### ④ 助成金の申請手続等の事務負担軽減

- ・協議会は神戸市のふれあいのまちづくり助成金その他を活用して活動に取り組んでいる場合が多い。助成金申請にかかる事務負担軽減のため、助成金申請手続の簡素化や、申請手続き等を支援するボランティア人材の確保策を検討。

### (2) 活動のみを行う場合

- ・一部の協議会より、負担の大きい地域福祉センターの管理業務を手放し、地域福祉活動に専念したいという意見。この場合、新たな指定管理者（NPO法人や企業等）を公募で選定。
- ・指定管理料の増額ではなく、地域福祉センターにおける公益性の高い活動が損なわれない範囲で、地域福祉センターの一部を指定管理者の活動拠点として活用することを認める等の工夫。

- ・協議会が指定管理業務を行わない場合の、神戸市から協議会への公的な活動支援のあり方や、協議会がいわば「協力者」として管理運営を「見守る」仕組みについて検討。

### (3) 地域福祉センターの管理のみを行う場合

- ・協議会は地域福祉センターの管理に専念し、ふれあいのまちづくり活動を縮小又は手放したいという意見。この場合、地域福祉センターが多様な団体・地域住民により活用されるよう、市・区がコーディネート機能を発揮していくことを期待。

### (4) ふれあいのまちづくり協議会が管理と活動の両方を行わない場合

- ・近い将来に施設管理と活動の両方を継続できない協議会が現れる可能性。地域が地域福祉センターの存続を求めるならば、(2)のように新たな指定管理者を求めることになる。
- ・なお、地域住民の利用ニーズが元々高くない場合、①隣接する地域福祉センターや他の公の施設との機能統合や、②地域や企業等への施設の移管又は貸借等に供して施設の再活用・地域の賑わいの維持・発展を図ることも選択肢の一つ。

### (5) その他、地域福祉センターの新たな活用方策の提案

- ・事業継続にあたっての地域側の担い手不足・負担の問題を踏まえ、地域の判断により、貸館・貸室機能や、交流の場、地域の居場所機能、当該地域に不足しているサービスの供給の場（スーパーマーケットの出張店舗等）としての機能等、特定の機能を強化することも選択肢の一つ。

## 提案3. 市・区のコーディネート機能を強化し、協議会への伴走支援を行う

- ・市・区職員が社会福祉協議会の職員や中間支援団体、民間人材等と共に、コーディネート機能を向上させることが必要。特に多様な団体や地域住民の使用により、自らの活動が制約されるといった協議会の不安を払拭するためにも、市・区職員が協議会と利用者との関係性構築を支援。
- ・2023年（令和5年）度より、新設される地域協働局と、区の地域協働課がチームとして、コーディネート機能等を強化。地域コーディネーター等も活用し、協議会に対する伴走支援を期待。
- ・なお、協議会間・地域福祉センター相互の自主的な情報交換、成功・失敗事例の共有も有効。各協議会が利用できるネットワークシステム等の手法を活用した情報交換の促進も期待。

## 提案4. 将来像の実現に向けて施設名称や条例等を更新する

### (1) 名称変更

- ・地域福祉センターという名称は、協議会関係者の意見にもあったように、高齢者福祉施設というイメージが強い。今後の活用促進のため、将来像を示す分かりやすい名称を検討されたい。

### (2) 条例改正

- ・制度創設当初からの社会環境の変化を踏まえて、地域福祉センターを「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として活用していくため、その役割や位置づけを条例上も明記す

るべき。なお、条例上規定する範囲等については施設の特性を踏まえて十分に検討する必要。

#### **提案5. 将来的な施設の老朽化や地域の状況を踏まえた設置方針の再検討を行う**

- ・地域福祉センターは1小学校区に1カ所、全市域に均質的に設置されており、老朽化に伴う大規模改修や建替のコストは膨大になると予想され、施設の現数を維持できない可能性。
- ・小学校及び児童館との併設、民間施設への入居や市営住宅の集会所等と兼ねている地域福祉センターや、小学校再編により1小学校区に複数の地域福祉センターがある地域、市が所有する会館等、地域活動の拠点となりうる施設が複数ある地域がある。地域の実情によっては、地域福祉センターを廃止し、このような別の地域資源を活用するなどの方策も考えられる。
- ・神戸市は、現在の方針について再検討を始め、将来に向けた中長期的な設置方針を定める必要。

#### **4. おわりに**

- ・本委員会の検討を通じて把握した協議会の諸課題は、自治会、消防団その他の地域団体とも共通点が多い。それらの課題に行政と市民が共に向き合い、かつ団体・個人同士がお互いを認め合い、助け合うことで、元気で温かい神戸の地域社会を実現されることを祈念。地域福祉センターがその拠点となりうることを信じ、本報告書の結びとする。